

業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則

(目的)

第1条 この細則は、協会員による適正な業務運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るうえで必要な社内態勢整備として、貸金業貸付媒介業務に係る自主規制規則（以下「自主規制規則」という。）第8条で定める各事項の留意点及び必要事項を定める。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、特別の定めのある場合を除くほか、自主規制規則で定めるものに準ずる。

(営業所等の設置)

第3条 協会員が、貸金業貸付媒介業務に係る有人店舗又は無人店舗を設置するにあたっては、資金需要者等に不要不急の借入れを助長することの無いよう留意する必要がある。特に、自主規制規則第5条で定める一定の地域における有人店舗又は無人店舗の設置をする場合には、自主規制規則第2章第1節を踏まえた社内態勢の整備に努めなければならない。

2 協会員は、貸金業貸付媒介業務に関し、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定める。

- (1) 自主規制規則第3条から第6条までに規定する事項を遵守するための社内態勢
- (2) 適切な有人店舗又は無人店舗の設置に係る社内規則等の担当役職員に対する周知徹底方法
- (3) 適切な有人店舗又は無人店舗の設置が行われているかどうかの検証方法

(禁止行為)

第4条 協会員は、資金需要者等の利益の保護のため、準用貸金業法第12条の6及び自主規制規則第2章第3節を踏まえた社内態勢の整備に努めなければならない。

2 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定める。

- (1) 自主規制規則第10条に定める重要な事項の説明方法
- (2) 準用貸金業法第12条の6に該当するおそれのある禁止行為の具体的内容
- (3) 不正又は著しく不当な行為に該当するおそれのある具体的内容
- (4) 禁止行為に係る社内規則等の役職員に対する周知徹底方法

(5) 禁止行為に対し適切に対処しているかどうかの検証方法

(利息・保証料・媒介の手数料に関する制限等)

第5条 協会員は、資金需要者の利益の保護のため、準用貸金業法第12条の8及び自主規制規則第2章第4節を踏まえた社内態勢の整備に努めなければならない。

2 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定める。

- (1) 利息、保証料等の設定に関する具体的内容（上限額の定め、利息に該当する費用等の内容等に関する事項を含む。）
- (2) 保証業者と保証契約を締結する場合における注意点等の具体的内容
- (3) 利息、保証料及び媒介の手数料に係る社内規則等の役職員に対する周知徹底方法
- (4) 利息、保証料及び媒介の手数料に関して適切に対処しているかどうかの検証方法

(相談及び助言の対応態勢)

第6条 協会員が資金需要者等の貸付けの契約の締結及び債務の返済に関する相談に対し、返済計画策定及び資金需要者等の要望に応じて第三者機関を案内するなどの適切な対応をすることは、資金需要者等の返済余力を超える借入れを防止し、また、返済余力を超えた資金需要者等の家計の健全化を図る目的に資する重要なものであるため、準用貸金業法第12条の9及び自主規制規則第2章第5節を踏まえた社内態勢の整備に努めなければならない。

2 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定める。

- (1) 利用者の借入れ行動に対する明示的な啓発活動の実施
- (2) 資金需要者等の状態に応じた相談対応基準及び紹介団体等
- (3) 相談及び助言を適切に対応するための社内態勢
- (4) 相談及び助言に関し、役職員に対する周知徹底方法
- (5) 相談及び助言が適切かどうかの検証方法

(広告の取扱い)

第7条 協会員が行う広告は、協会員にとって重要な営業活動である反面、当該広告により提供される情報は、資金需要者等による貸金業者及び商品の選択に与える影響が大きいことにかんがみ、広告媒体ごとの掲出時における留意事項等に留意し、広告に関して適正な業務運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図ることができるよ

う、法令及び自主規制規則第2章第6節を踏まえた社内態勢の整備に努めなければならない。

2 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定める。

- (1) 誇大広告の禁止等に係る遵守事項
- (2) 個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿する際の自主規制規則に基づく各媒体における遵守事項
- (3) 企業広告として屋上広告看板等を掲出する際の遵守事項
- (4) 適切な広告に係る社内規則等の担当役職員に対する周知徹底方法
- (5) 適切な広告が行われているかどうかの検証方法

(契約に関する説明)

第8条 協会員は、貸付けの契約に関する説明を行うに当たり、対象者の私生活や業務の平穏を保護する観点から、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた説明態勢に関し、法令及び自主規制規則第2章第6節を踏まえた社内態勢の整備に努めなければならない。なお、「貸付けの契約に関する説明」とは、貸付けの契約の締結の勧誘時、貸付けの契約締結時等、取引関係の見直し時等における説明をいう。

2 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定める。ただし、極度方式貸付けに係る契約締結時における説明は含まれない。

- (1) 貸付けの契約の締結の勧誘時における説明態勢
- (2) 貸付けの契約の締結時等における説明態勢
- (3) 取引関係の見直し時等における説明態勢
- (4) 「経営者保証ガイドライン」に基づく対応を適切に行うための社内態勢
- (5) 貸付けの契約に関する適切な説明に係る社内規則等の役職員に対する周知徹底方法
- (6) 貸付けの契約に関する説明が適切に行われているかどうかの検証方法

(書面の交付義務)

第9条 協会員が、債務者等に必要かつ明確な書面を交付することは、当該債務者等が自身の債務内容を正確に認識し、計画的な返済を行ううえでも重要なものである。協会員は、資金需要者等に配慮し、当該書面の記載内容及び書面交付について適切な取扱いを行うことができるよう、法令及び自主規制規則第2章第7節を踏まえた社内態勢の整備に努めなければならない。

2 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定める。

- (1) 資金需要者等が契約内容や債務の内容等を正確に認識するための書面交付に関する規定
- (2) 資金需要者等にとって明確でわかりやすい内容の記載及び資金需要者等に配慮した書面交付を行うための規定
- (3) 適切な書面交付に係る社内規則等の役職員に対する周知徹底方法
- (4) 適切な書面交付が行われているかどうかの検証方法

(帳簿の閲覧及び謄写)

第10条 協会員は、帳簿の閲覧等の請求権者からの帳簿の閲覧又は謄写の請求に備えて、金サ法第33条に規定する帳簿を保管し、帳簿の閲覧等の請求権者に対する本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認及び閲覧又は謄写手続の適正な運用を行うため、準用貸金業法第19条の2及び自主規制規則第2章第8節及び第9節を踏まえた社内態勢の整備に努めなければならない。

2 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

- (1) 帳簿の閲覧又は謄写に関する手続
- (2) 帳簿の閲覧又は謄写に係る社内規則等の役職員に対する周知徹底方法
- (3) 帳簿の閲覧又は謄写が行われているかどうかの検証方法

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年7月1日から施行する。